

令和4年1月28日



一般社団法人 日本スイミングクラブ協会

「事業復活支援金（経済産業省）」制度のご案内

加盟クラブ 各位

令和4年初頭から、新型コロナウイルスの感染拡大が止まりません。1月22日には全国の感染者数が5万人を超え、東京都では1万人に達し、28日現在全国の感染者数は8万人を超えてしまいました。加盟クラブでもオミクロン株のクラスターが発生し、短期間での急激な感染拡大で感染経路が不明でもあり、各クラブとも対応策に追われているのが現状です。政府は、変異株に対する特別な対応策が特にあるわけではなく、現状、積み重ねてきた基本的な対策（手洗い・手指の消毒、マスクの正しい着用、3密回避、換気等）の励行と業種別ガイドライン（JSCAガイドライン）のより徹底した遵守が、何よりの効果を発揮するとの見解を上げています。

経済産業省では「事業復活支援金」の支給事業を開始します。この制度は、新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業規模に応じた給付金（年間売上高と売上高の落ち込みに応じて最大250万円を給付）を支給する制度です。申請期間は1月31日（月）から5月31日（火）までとなっております。

詳細・申請方法等は経済産業省HP「事業復活支援金」にてご確認のうえ、該当する事業者におかれましてはご活用のご検討を賜りますようお願い申し上げます。

(https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/)

以上

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- 2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援策等により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月に地方公共団体による補助金等を受けており、それに準ずる給付金等を受給する場合は、「対象月」に時給要請等に応じた分に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高-対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご利用ください。

- 一時支援金または月次支援金を受給された方
事前確認が不要! 提出書類が少ない!
過去の申請情報を活用可能!
- 登録確認機関と「継続支援関係」に当たれる方
事前確認を簡略化! 提出書類が少ない!
過去の詳細は裏面をご覧ください

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

- 1 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※個人消費の減少につながるもの
- 2 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制
- 3 コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- 4 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- 5 顧客の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行
- 6 国や地方自治体による要請以外で、コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少
- 7 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※業務上不可欠な取引や商談機会の制限につながるもの
- 8 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと
- 9 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請

上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合は給付対象とはなりません

- 実際に売上が減少したわけではないにもかかわらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。
- 売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。
- 要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-789-140

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご利用ください。

IP電話 専用ダイヤル **03-6834-7593** 受付時間 **8:30-19:00** (土日・祝日も含む)

ホームページ



事業復活支援金 検索

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

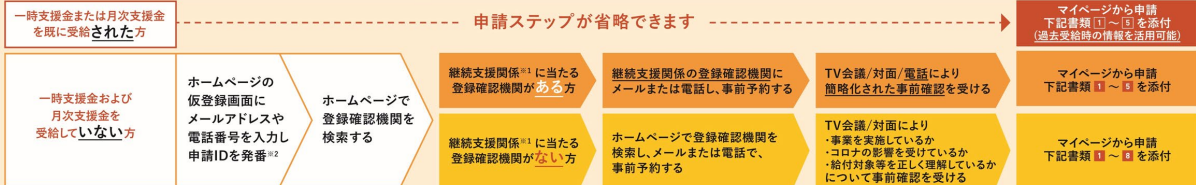
不正受給は犯罪です!

申請の流れ

アカウントの申請・登録等

登録確認機関の事前確認

申請^{※3}



「一時支援金または月次支援金を既に受給された方」、「一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方」は申請ステップの一部を省略できます。

そのため、事前確認を受ける際は、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方は、その機関に依頼することを推奨します。

※1 継続支援関係とは以下の①～④のいずれかに該当することを指します(詳細はホームページでご確認ください)。①法律に基づき特別に設置された機関(商工会、商工会議所等)の会員・組合員。②法律に基づき工業(税理士、行政書士等)の顧問先。③金融機関の事業性投融資先。④登録確認機関の反復継続した支援先。

※2 一時支援金または月次支援金のIDを発番した方、申請を受給していない方については、発番済のIDを利用可能です。(ただし、事業復活支援金の事前確認を受けていた必要があります。)

※3 オンライン申請が困難な方がご利用いただける申請サポート窓口も設置しております(詳細はホームページでご確認ください)。

申請書類

※主たる収入を所得補給・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも申請時に必要な書類がございます(詳細はホームページでご確認ください)。

- 1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)
 - 法人: 履歴事項全部証明書
 - 個人: 運転免許証、マイナンバーカード、住民票簿、パスポート、各種健康保険証
- 2 収受日付の付いた2019年(度)、2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む確定申告書類の控え
 - 法人: 確定申告書類
 - 個人: 確定申告書類
- 3 対象月の売上台帳等
- 4 振込先の通帳(通帳のオモテ面と通帳を開いた1,2ページ)
- 5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書
- 6 基準月の売上台帳等
- 7 基準月の売上に係る1取引分の請求書または領収書等
- 8 基準月の売上に係る通帳等(取引が確認できるページ)

一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係がない方は、以下の書類も必要になります。

※1-2については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出ができない場合に限り、理由書(様式あり)を提出することで代替することがあります。

保存書類

2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる帳簿書類(売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など)および通帳を保存してください。



※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。
※給付要件を満たさないおそれがある場合は、保存書類以外にも書類の提出を求める場合があります。